

# 役員等の報酬に関する 規程

社会福祉法人 向山保育園

## 役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向山保育園（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の定義)

第2条 役員等の報酬とは、報酬、手当、賞与その他名称の如何を問わず、その職務執行の対償として受ける利益をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。

### (公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### 附則

この規程は平成29年6月20日から施行する。